

文京区自動体外式除細動器（AED）の貸出しに関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、区の区域内（以下「区内」という。）で開催される行事において、参加者等が突然心臓機能停止状態に陥ったときに備え、当該行事を主催する団体に自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を貸し出し、もって一次救命処置体制の強化を図り、救命率の向上を推進することを目的とする。

（区民）

第2条 この要綱において、「区民」とは、区内に居住し、在勤し、又は在学する者をいう。

（貸出しを行う場合）

第3条 AEDの貸出しは、次に掲げる者が区内で開催するスポーツ競技その他の行事（以下「行事」という。）であって、区民が参加する場合に行う。

- (1) 区内の町会、自治会及び事業所
- (2) 区内で活動する団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた者

2 前項の行事は、営利を目的として開催されるものを除く。

（貸出しの条件）

第4条 AEDの貸出しを受けようとする者は、医師又は心肺蘇生処置の講習（AEDの操作方法を含む。）を修了し、その証明書等の提示ができる者（以下「講習修了者」という。）を配置しなければならない。

2 前項に規定する医師又は講習修了者がいないときは、貸出しの期間の初日までに、団体に属する者の1人以上に消防署等が実施するAEDの取扱講習を受講させなければならない。

3 前2項に規定する医師、講習修了者又はAEDの取扱講習を受講する者は、行事の開催中は、会場に常駐しなければならない。

（貸出しの期間）

第5条 貸出しの期間は、7日以内とする。ただし、区長が特に必要があると認めたときは、期間を延長することができる。

（貸出しの申請）

第6条 貸出しを受けようとする者は、貸出しの期間の初日の7日前までに自動体外式除細動器（AED）借出申請書（別記様式第1号）により区長に申請しなければならない。

(貸出しの決定)

第7条 区長は、申請が適正であると認めるときは、自動体外式除細動器(AED)貸出承認通知書(別記様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により貸出しを承認したときは、自動体外式除細動器(AED)貸出整理台帳(別記様式第3号)に所要事項を記載するものとする。

(維持管理)

第8条 AEDの貸出しを受けた者(以下「借受者」という。)は、借り受けたAED(以下「貸出機器」という。)を常に良好な状態で管理し、使用しなければならない。

2 借受者は、貸出機器を処分し、又は目的以外に使用してはならない。

3 借受者は、貸出機器を転貸し、又は譲渡してはならない。

(費用負担)

第9条 AEDの貸出しに伴う運搬、設置等に要する費用は、借受者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第10条 借受者は、その責めに帰すべき事由により、貸出機器を紛失し、又は棄損したときは、貸出機器と同種のもの又は区長が相当と認めた金額をもって、賠償しなければならない。

(返還)

第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出機器を返還させることができる。

(1) 借受者が貸出機器を必要としなくなったとき。

(2) 区長が特に必要があると認めるとき。

(その他)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。